解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十五日

福井県敦賀市本町二丁目八番地

職業訓練法人敦賀建設高等職業訓練校

代表清算人　浅野　秀夫

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年三月三十日静岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十五日

静岡市葵区追手町五番一号

静岡市清水追分土地区画整理組合

清算人代表　西ヶ谷修自

解散公告（第一回）

当法人は、寄付行為の規定により、平成二十三年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十五日

佐賀県伊万里市伊万里町甲三五八

財団法人黒澤明文化振興財団

清算人　松本　修治

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十三年三月三十一日付北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十五日

北海道白老郡白老町大町一丁目一番一号

白老町土地開発公社

清算人　目時　廣行

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月一日付北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十五日

札幌市南区藤野二条一丁目七番一号

医療法人宗永会札幌パーク病院

清算人　木村　光治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月一日付北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十五日

札幌市北区篠路七条四丁目二番一五号

医療法人社団光風会篠路病院

清算人　木村　光治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年二月七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十五日

栃木県宇都宮市桜五丁目一番一三号

社団法人栃木農林統計協会

清算人　若林　富雄

解散公告（第二回）

当法人は、臨時総会の決議により平成二十三年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十五日

長野県下伊那郡阿智村清内路一六六番地

特定非営利活動法人清内路はなもも会

清算人　櫻井　路子

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年三月十一日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十五日

愛知県碧南市松本町二八番地

碧南札木土地区画整理組合

代表清算人　原田　宏

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月八日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十五日

三重県津市美里町三郷四八番地一

清算法人美里中南部土地改良区

代表清算人　福西　公一

解散公告（第二回）

当労働組合は、平成二十三年三月六日開催の臨時大会の決議により、平成二十三年三月十五日解散したので、当労働組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十五日

京都市伏見区下鳥羽東芹川町五四番地

京阪タクシー労働組合

清算人　平嶋　正人

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月二十四日開催の社員総会の決議により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十五日

大阪市中央区船場中央一丁目三番二―三〇二号

特定非営利活動法人大阪市コミュニティ協会

清算人　清水　弘

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十五日

奈良県吉野郡吉野町大字六田一五九七番地

財団法人六田自治会

清算人　岸本　信之

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十一月五日開催の臨時総会の決議及び平成二十三年三月三十一日岡山県知事の許可により、平成二十三年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十五日

岡山市北区内山下二丁目四番六号

社団法人岡山県畜産公社

代表清算人　大森　弘介

解散公告（第二回）

当公社は、国土交通省四国地方整備局長の認可を受け、平成二十三年三月二十七日に解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十五日

香川県高松市松島町一丁目一七番二八号

香川県道路公社

清算人　高木　孝征

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月十五日寄附行為の定めにより解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月十五日

福岡県直方市大字畑六八六番地

財団法人直方勤労者福祉協会

代表清算人　大塚　進弘